

令和4年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和4年5月10日（火）午後2時00分
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番	正木善昭	2番	大井栄一
3番	中野 栄	4番	三須清一
5番	宮久保 勝	6番	森 茂
7番	川村泉治	8番	根本 博
9番	大炊三枝子	10番	田口 忠

4. 出席事務局職員

局 長	柏木幸昌
農地係長	遠藤幸廣
主任主事	片桐圭悟
主 査	富塚隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について

三須清一会長 本日はお忙しい中、委員の皆様、総会にご出席いただき御苦労さまです。

メンバーが替わってはじめての総会となりますが、3年間よろしく願いいたします。

ただいまから令和4年第5回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3番 中野栄委員

5番 宮久保勝委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」賃借権再設定1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年5月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇地先の地目田1筆、面積は2,577平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側約700メートルに位置しています。位置図は議案

資料の2ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方です。当該地は譲受人が所有している農地とも隣接しており、農業経営規模を拡大するには最適地であるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会では譲受人立会いの下、現地調査を行い審議をいたしました。

譲受人の経営耕地面積は、借受け地を含め約2.69ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、妻も150日、長男が60日、長女が10日です。トラクター、田植機、乾燥機等をそろえております。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年5月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は7ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目畑1筆、面積は2.19平方メートルです。

当該地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約1,300メートルに位置しております。位置図は議案資料の8ページを御覧ください。

申請者は、申請地の隣の土地を宅地として利用していますが、西側にて接する市道幅員は3.64メートルであり、宅地部分に進入する通路幅員は2.40メートルであることから、自家用自動車の出入りに不便を感じているとのことでした。

申請地を隅切り部分として敷地を拡張することで、宅地への出入りがスムーズになることから、宅地と一体的に利用するため整備するものです。申請地は、所有者本人が碎石を購入し整地するものです。

なお、隣接農地は自己所有地の畑で、周辺農地にも影響を及ぼすことはありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

申請人立会いの下、現地調査を行い審議をいたしました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内に自然浸透で処理いたします。

目的の実現の確実性については、進入路の隅切りとして整備するとのこと、資金の問題もありません。

以上のことから、農地法第4条の許可要件は満たしております。

第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上でございます。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番「農地法第4条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 続いて、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年5月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は15ページになります。

整理番号1番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は980平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受け期間は3年間、借賃は全面積に対して〇、〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 権利の設定を受ける者の経営面積は、借受け地を含め約0.25ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間298日です。トラクター、農用自動車等をそろえています。

以上の内容を基に審議をしましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上でございます。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、住宅が3件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。届出事由は、住宅が4件、資材置場が1件です。

報告第3号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。届出事由は、計画変更です。

報告第4号は、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」で、3件判定しました。事由は、山林化が2件と幼稚園への進入路が1件です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

大井委員。

大井栄一委員 意見というよりも、農地の非農地証明について、今までたしか議案で通したと思うんですが、それが報告事項になったのでしょうか。

三須清一会長 事務局、お願いします。

事務局 本来、非農地の判定につきましては、総会の議決を必要とするものではないのですが、今まで、非農地証明を求められた際に、現場を確認して証明相当と決定するという場合には、総会議案としてかけておりましたので、このような場合には議案として審議いただきますが、農業委員会が独自に、もうこれは農地ではないだろうという判断の下で判定した場合には、一応報告という形にさせていただきました。よろしくお願いします。

三須清一会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第5回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。